

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和3年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します ～国土交通大臣表彰社会資本の魅力や個性を生み出す地域活動を表彰～

関東地方整備局
企画部

国土交通省は6月4日より、令和3年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和3年度で36回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

<募集概要>

○募集期間：令和3年6月4日(金)～令和3年8月31日(火)消印有効

○募集対象：地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞(一般部門)」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞(大賞部門)」の2部門にて実施

○応募資格：地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で応募、又は社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)との共同で応募

～社会資本(道路・河川・公園・建築物等)を活用した皆様の取組みを成果と共にご応募ください！～

令和2年度は関東地方整備局管内より東京都江戸川区の「篠田堀親水緑道を愛する会」が大賞部門、群馬県板倉町の「水場の風景を守る会」と神奈川県伊勢原市の「成瀬活性化委員会」が一般部門に選定されました。

今年度も皆様からの積極的なご応募をお待ちしております！

※令和2年度の選定案件は本文資料(PDF)資料1をご参考ください。

また、全国の選定案件は国土交通省のホームページにてご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/te dukuri/index.html>

※応募要領・用紙等は関東地方整備局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000017.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000852.html

2. 内閣府未来技術社会実装事業と連携した自動運転サービス導入支援事業について募集します

関東地方整備局
道路部

昨年に引き続き、国土交通省は、内閣府と連携して、自動運転サービス導入を目指す市町村による実装を見据えた計画策定等の支援を進めていきます。ついては、実装に向けて支援を希望する地方公共団体からの申請を募集します。

○国土交通省は、内閣府 SIP 予算を活用し、平成 29 年度より全国 18 箇所において「道の駅等を拠点とした自動運転サービス実証実験」を実施しています。そのうち、令和元年 11 月より秋田県上小阿仁村、令和 3 年 4 月より滋賀県東近江市において本格導入を開始しています。

○これら実証実験等により得られたノウハウを活用し、自動運転サービス導入を目指す市町村に対して実装を見据えた計画策定等の支援を、昨年に引き続き、行うこととしました。ついては、地域の課題解決のための実装に向けて支援を希望する地方公共団体からの申請を募集します。(本文資料(PDF)別添 1：要領参照)

○なお、本導入支援事業は、内閣府地方創生推進事務局の実施する未来技術社会実装事業(以下、「社会実装事業」という。)との連携事業として進めることとしており、社会実装事業の現地支援体制(本文資料(PDF)別添 2：社会実装事業概要参照)に国土交通省地方整備局等が参画し導入を支援します。

導入支援事業概要

- (1)受付期間：令和 3 年 6 月 18 日(金)～令和 3 年 7 月 16 日(金)
(内閣府「社会実装事業」へ申請し、採択された場合に支援を実施)
※申請や採択等の具体的な手続きは、本日発表の「社会実装事業」募集要領(本文資料(PDF)別添 3 参照)に基づき行われます。申請者は申請に先立ち、上記受付期間内に関東地方整備局道路計画第二課に事前相談していただくことが必要です。
- (2)募集対象：国土交通省が支援の対象とする事業は、「社会実装事業」に採択された事業のうち、次の要件を満たすもの
 - (1)中山間地域や人口 30 万人程度以下の規模の市町村。都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。
 - (2)次の課題解決のために自動運転サービスを行うものであること。
 - 高齢者や児童等交通弱者の生活の足の確保
 - 農作物等の物流の確保
 - 観光地における観光客の移動等地域活性化の推進
 - (3)地方公共団体の計画に位置付けられていること。又はそれに類すること。
- (3)支援内容：自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案。例えば、目的の明確化、ルート案の検討、自動運転車両の検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等、実装に向けた実証実験実施段階における技術的支援等が考えられます。
- (4)その他：本事業は、社会実装事業の募集要領における各府省支援の取組の一つとして実施するものです。公募の詳細は、以下の URL 内の「募集・選定・継続」の「地方公共団体からの提案募集について」にある「令和 3 年度未来技術社会実

装事業の募集について(令和3年6月18日)」をご確認ください。
URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000325.html

3. 「関東DX・i-Construction人材育成センター」の令和3年度研修計画を策定しました。 ～官民におけるインフラDX推進の未来を担う人材を育てます～

関東地方整備局
企画部
関東技術事務所

■令和3年度研修計画

- 国土交通省では、新型コロナウイルスを契機とした非接触・リモート型の働き方への転換や、安全性向上等を図るため、データとデジタル技術を活用したインフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を進めております。
- 4月に「関東DX・i-Construction人材育成センター」を新たに開所し、インフラ分野のDX推進に向けた人材育成を目的として、発注者(地方公共団体含む)や受注者に対するBIM/CIM活用やICT施工普及促進、データ・デジタル技術の知識習熟等に関する研修を行うこととしております。
- 今般、「関東DX・i-Construction人材育成センター」の令和3年度の研修計画を策定し、リーフレットの形でまとめましたのでお知らせします。
- 自治体や民間企業の皆様の研修へのご参加をお待ちしています。

関東DX・i-Construction人材育成センターリーフレット(2021/6 Vol.1)

※次頁より掲載

https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst00000002.html

■開所式の動画配信

- また、4/21に「関東DX・i-Construction人材育成センター」(@関東技術事務所)及び「関東DXルーム～OpenInnovationSpace～」(@本局)の開所式及びデモンストレーションを実施いたしました。
- 当日の様子につきまして、関東地整YouTubeチャンネルにて動画配信を行っておりますので、併せてお知らせいたします。

開所式動画(2021/4/21)

https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst_00001.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000854.html

4. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、402話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「CM方式活用事例集」の作成・公表

～知りたい内容が きっと見つかる CM 活用事例 28 選～

地方公共団体において、CM方式を活用する際の参考となるよう、導入の経緯、目的と効果などに加え、発注関係事務の事例などを実務者の視点に立って取りまとめた「CM方式活用 事例集～知りたいが見つかる 28 選～」を作成しました。

本事例集は、特に小規模な地方公共団体において、技術職員の減少等で自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認められる場合に活用される契約方式のひとつであるCM方式について、地方公共団体における取組をまとめました。

掲載内容と活用方法

○地方公共団体において、重点的にCM方式が活用されている分野（災害復旧事業、庁舎、学校、病院等の建築事業等）を中心に28事例（建築事業20事例、土木事業8事例）を掲載。

○事業の抱えている課題を品質・コスト・スケジュール等に分類し、各課題におけるCM方式導入成果を具体的に把握できるよう整理。

○各事例の入札契約関係図書をまとめた「資料編」及び令和2年9月公表「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」との併用で、より効果的な活用を期待。

【事例集・ガイドラインはこちらから】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00052.html

2. インフラの維持管理をもっと効率化しませんか？ ～包括的民間委託の導入検討を支援するモデル自治体の第二次公募開始～

国土交通省では、地方公共団体におけるインフラ維持管理を効率化するため、包括的民間委託に着目し、モデル自治体への導入支援等を通じ、導入促進方策の検討を実施してきたところです。 ※詳細は参考資料参照

この度、包括的民間委託の導入検討を支援するモデル自治体の第二次公募を行いますので、お知らせします。

1. 目的・概要

国土交通省では、外部有識者からなる「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 社会資本メンテナンス戦略小委員会 民間活力活用促進ワーキンググループ」（以下、「民間活力活用促進WG」）を設置し、地方公共団体におけるインフラの維持管理に係る課題を解決するため、包括的民間委託に着目し、モデル自治体への導入支援等を通じ、導入促進方策の検討等を実施してきたところです。今回の公募により選定されたモデル自治体での導入検討支援を通じて得られた知見は、今後の民間活力活用促進WGにおける導入促進方策の検討に活用いたします。

2. 支援対象

国土交通省所管のインフラのうち、分野横断※のインフラを対象とする包括的民間委託の導入を検討する地方公共団体

※特に下水道以外で、導入の事例が少ない分野を想定

3. 支援内容

民間活力活用促進WGにおいて有識者から助言を頂きながら、包括的民間委託を導入するに際して必要な調査・検討・資料作成等を1～2年間支援予定です。

4. 応募期間

令和3年6月18日（金）～7月16日（金）

※詳細は募集要項【別紙1】、応募様式【別紙2】をご参照ください。

※応募締め切り後、1～2カ月で支援先を決定し、WGでの検討支援開始予定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000282.html

3. MaaSの社会実装に向けた意欲的な取組を支援します！ ～日本版MaaS推進・支援事業の公募を開始します～

国土交通省においては、過疎地における移動手段の確保や観光地での二次交通の確保といった地域の課題解決にも資する重要な手段として、MaaSの早急な全国普及を図ることとしています。

この度、更なるMaaSの普及を図る観点から、日本版MaaS推進・支援事業の公募を開始します。

なお、本事業の公募・採択については、スマートシティ関連事業を実施する関係府省と一体で取り組みます。

公募の概要

1 応募主体

都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

2 公募受付期間

令和3年6月18日（金）～令和3年7月19日（月）15時

3 支援内容

MaaSの取組に必要となる、システム構築費用等の補助対象となる経費について、最大1/2の範囲内で補助（別紙1）を行います。

4 事業の選定

本事業の公募・採択については、スマートシティ関連事業を実施する関係府省と一体で取り組みます。公募期間終了後、「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」の評価も踏まえ、採択・公表予定です。詳しくは、別紙2をご参照ください。

5 公募要領等

別紙3をご参照ください。また、以下の国土交通省ホームページにも掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000163.html
また、スマートシティ関連事業全体の公募については、以下の内閣府ホームページをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000223.html

4. 都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の代行制度が6月20日から施行されます ～踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が閣議決定～

今通常国会で成立した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下「改正法」という。）により、道路法（昭和27年法律第180号）が改正され、都道府県による市町村管理道路の災害復旧等の代行制度（都道府県災害代行制度）が創設されました。

本日、本制度の施行期日を令和3年6月20日に定める政令と、都道府県が代行する権限等を定める関係政令が閣議決定されました。

1. 背景

近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害が発生した場合、市町村（地方自治法の指定都市を除く。以下同じ。）が管理する道路（指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道のうち都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村に代わって、都道府県が災害復旧工事等※を行うことができる制度が、改正法において創設されました。

今般、この都道府県災害代行制度の施行期日と、制度の施行に当たって必要な細目を定

めるものです。

※道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事

2. 改正の概要

(1) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
都道府県災害代行制度関係の規定の施行期日を令和3年6月20日とします。

(2) 道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

道路法施行令（昭和27年政令第479号）等の一部を改正し、都道府県災害代行制度について、以下のとおり規定します。

・都道府県が災害復旧工事等の代行をするに当たり、本来道路管理者に代わって行う権限は、道路の災害復旧工事等に必要な権限（道路区域の決定・変更、附帯工事の施行、道路に関する工事の承認、占用許可、通行の禁止・制限、他人の土地の一時使用やこれに伴う損失の補償等）のうち、都道府県が市町村と協議して定めるものとする。

・都道府県は、災害復旧工事等を代行しようとする場合、その全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、当該工事等の区間及び開始等の日を公示すること。

・都道府県が、災害復旧工事等を代行する場合の道路法の規定の適用についての技術的読替えを規定すること。

・その他所要の改正を行うこと。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001461.html

5. 令和3年度 第3回 官民連携基盤整備推進調査費の案件を募集します ～民間活動と連携した自治体のインフラ整備の事業化検討を支援～

国土交通省では、6月11日（金）より7月9日（金）までの間、官民連携基盤整備推進調査費の案件募集（第3回）を行います。

各地域の個性や強みを活かし、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の設備投資等と官による基盤整備を一体的に行うことが必要です。

このため、設備投資などの民間の活動と一体的に計画される地方公共団体のインフラ整備の事業化に向けた検討を支援します。

【調査費の概要】

民間の事業計画と連携し遅れることなくインフラ整備の検討が行えるよう、事業化に必要な調査の経費の一部を地方公共団体に対して補助します。

＜対象となるインフラ＞

地方公共団体が整備する国土交通省所管（道路、港湾、河川、公園、市街地整備等）の公共土木施設

＜補助対象事業＞

[1] 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討といった事業化検討のための調査

[2][1]と併せて実施する PPP/PFI 導入検討のための調査

(例) PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等

【募集期間】 令和3年6月11日(金) ～ 7月9日(金)

【配分予定時期】 8月下旬

【配分先】 地方公共団体（都道府県、市町村等）

【補助率】 1 / 2

【その他】

・応募状況によっては、〆切を早める場合もございます。

・応募様式や過去の実施例等は以下をご覧ください。

国土交通省 HP「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」

(<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000112.html

6. 「防災道の駅」として39駅を初めて選定しました！

～広域的な防災拠点として役割を果たすための重点的な支援を実施します～

国土交通省では、「道の駅」第3ステージの取組の一環として、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている「道の駅」について「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための、ハード・ソフト両面からの重点的な支援を行うこととしています。

この度、都道府県からの提案を踏まえ、重点支援対象となる「防災道の駅」として39駅を初めて選定したのでお知らせします。

(添付資料)

・「防災道の駅」について 別紙1

・「防災道の駅」の選定箇所 別紙2

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001460.html

7. 「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成しました ～気候変動により増大する水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進します～

国土交通省では、気候変動により増大する水災害リスクに対する水災害対策とまちづくりのより一層の連携を推進するための方策等について検討するため、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、有識者による議論を重ね、昨年8月に提言がとりまとめられました※。

今般、本提言に沿って防災まちづくりに取り組む地方公共団体等を支援するため、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」(別添1)を作成しましたので、公表します。

※検討会及び提言については、以下の国土交通省ウェブページを参照ください。
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の概要（別添2参照）

治水部局やまちづくり部局など関係者が連携して防災まちづくりに取り組むことができるよう、以下の項目について基本的な考え方を提示。

- [1] 多段階の頻度における浸水想定や河川整備前後の浸水想定等の防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報の充実
 - [2] ハザードの特性や地域の状況に応じた地域ごとの水災害リスクの評価
 - [3] 水災害リスクの評価に加え、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮した、防災まちづくりの方向性の決定
 - [4] 水災害リスクが存在する区域における、リスクを軽減又は回避するための総合的な対策の検討及び地域の関係者との合意形成
 - [5] 流域・広域の視点からの関係者の連携体制の構築、人材の確保・育成等
- ※本ガイドラインは、以下の国土交通省ウェブページに掲載されます。

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

今後、国土交通省では、本ガイドラインを地方公共団体等に積極的に周知し、流域治水プロジェクトや立地適正化計画の作成等において、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりが推進されるよう、支援してまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000171.html